

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(地震動ハザードマップ)

当町の災害リスクとして及ぼす影響が最も大きいと考えられるのが「南海トラフ沿いの地震」である。南海トラフでは、今後30年以内に大規模地震(M8~9)の発生確率は、70~80%程度とされている。町内では外城田地区の一部と下外城田地区の大部分で震度6強、その他の地区でも大部分が震度6弱の揺れになると想定されている。

(液状化ハザードマップ)

液状化ハザードマップによると、外城田地区の多くと下外城田地区の一部地域で液状化危険度予測の可能性が高くなっている。

(洪水浸水ハザードマップ)

洪水浸水ハザードマップによると、外城田川沿いの地域と宮川付近の地域で大雨等による浸水想定が0.5m以上~5.0m未満のエリアが存在する。また河川沿いではないが、有田地区においても0.5m以上~3.0m未満のエリアが存在する。

(土砂災害・ため池ハザードマップ)

土砂災害・ため池ハザードマップによると、玉城町には27か所のため池が存在するが、有田地区、田丸地区、外城田地区、下外城田地区にため池浸水想定区域が存在する。また、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域が下外城田地区の一部地域に存在する。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 464
- ・小規模事業者数 406

【内訳】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工業者	建設業	97	93	町内に広く分布している
	製造業	62	44	町内に広く分布している
	卸小売業	114	97	町内田丸地区に比較的多い
	サービス業他	191	172	町内に広く分布している

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・玉城町地域防災計画、受援計画、業務継続計画(BCP)、タイムライン(「いつ」・「何を」・「誰が」行うのかを整理した計画)等の策定
- ・防災訓練、4校区避難訓練の実施
- ・防災資機材、備蓄食料等の準備

2) 当会の取組

- ・事業者のための事業継続力強化計画に関する国の施策の周知、申請支援
- ・三重県中小企業共済協同組合と連携した火災共済の周知及び加入促進
- ・女性部員による防災備蓄食料（非常食）の販売

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漫然的な記載にとどまり、具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員の不足等の課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性周知などの取組促進が必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・普段からの備えをしておくことにより、発災時に混乱なく速やかに取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・経営支援等の巡回時に、ハザードマップ等を使用しながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報やホームページ等において、国・三重県の施策やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定に

よる実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ＩＴやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は令和7年度事業継続計画を作成（別添のとおり）

3) 関係団体等との連携

- ・東京海上火災保険に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・三重県中小企業共済協同組合と連携し、火災共済の内容について小規模事業者に周知するため、職員向けの研修を行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等を実施。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者ＢＣＰ等取組状況の確認
- ・事業者ＢＣＰの取組希望者に対する専門家派遣の実施
- ・玉城町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、当町との連携ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後5時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と玉城町で共有する。）
- ・国内感染症発生時には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗いうがい等の徹底を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨のおける例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

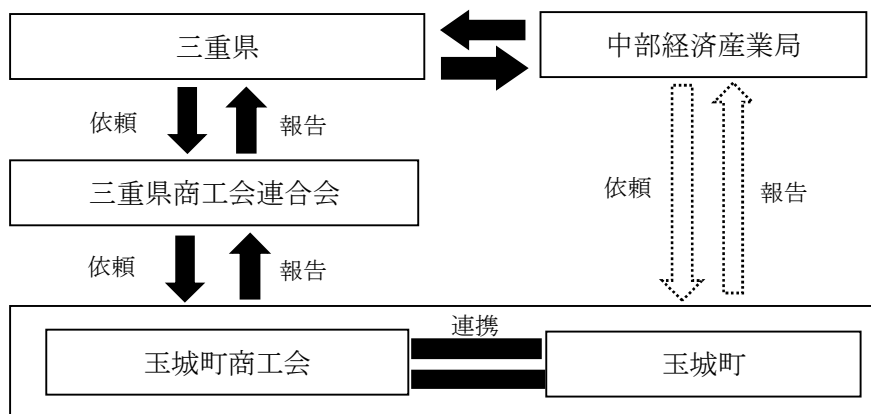
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～1カ月	1日に1回共有する
1カ月以降	2日に1回共有する

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した被害情報について、国や三重県等からの情報や方針に基づき、当会から三重県商工会連合会で取りまとめて三重県に報告する。
- ・三重県商工会連合会への被害情報報告は、概要把握を目的とする初動報告について、原則として発災翌日の正午までに報告する。（三重県等から別途指示があった場合は、その指示による）
- ・初動報告において甚大な被害の発生が認められた場合、激甚災害指定等に資するため、別途、より詳細な被害額調査を行う。



＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について当町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、三重県、当町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・三重県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を三重県、当町、三重県商工会連合会、全国団体等に相談する。
- ・当地域の被害規模が大きく、他の地域からの応援派遣が必要な場合は、三重県商工会連合会が中心となって派遣職員の調整を行い、三重県商工会連合会及び県内商工会の職員について、当地域への応援派遣を受けながら復興支援に取り組む。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

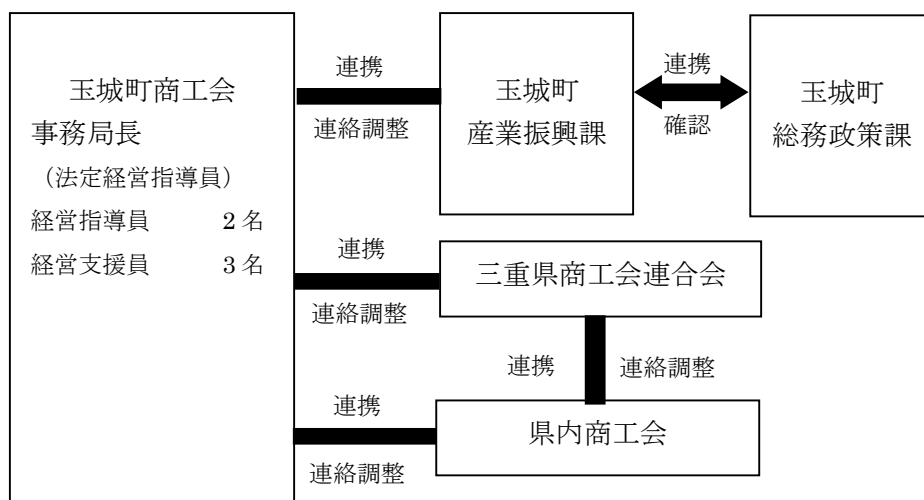
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 高橋 勝利(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年の1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

玉城町商工会

〒519-0415 三重県度会郡玉城町田丸 104

TEL : 0596-58-3211 / FAX : 0596-58-6624

E-mail : tamaki@samba.ocn.ne.jp

②関係市町

玉城町役場 産業振興課

〒519-0495 三重県度会郡玉城町田丸 114-2

TEL : 0596-58-8204 / FAX : 0596-58-4494

E-mail : t-make@town.tamaki.lg.jp

③その他

三重県商工会連合会

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6F

TEL : 059-225-3161 FAX : 059-225-2349

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	5 4 0	5 4 0	5 4 0	5 4 0	5 4 0
・ 専門家派遣費	3 3 0	3 3 0	3 3 0	3 3 0	3 3 0
・ 協議会運営費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0
・ セミナー開催費	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0
・ パンフ、チラシ作成費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0
・ 備蓄品、対策費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
三重県中小企業共済協同組合 理事長 坂下 啓登 〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル3階
連携して実施する事業の内容
1. 事前の対策 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所のリスク対策(事業休業への備え、水災補償、保険・共済加入等)についての説明を実施する際、三重県中小企業共済協同組合の職員が必要に応じて同行説明等の協力・支援を行う。 2) 関係団体等との連携 ・代理所委託契約を締結している三重県中小企業共済協同組合と連携し、リスク対策として、災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合の利益を補償する「休業対応応援共済」の推進及び普及PRを行う。
連携して事業を実施する者の役割
・中小企業・小規模事業者が災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合において、事業継続を支援する「休業対応応援共済」を中心に災害リスク対策として共済商品を説明、提供する。 ・三重県中小企業共済協同組合は損害保険会社の代理店でもあるため、商工会会員のニーズに応じてリスク対策としての保険商品を幅広く提案をすることができる。 ・県下各商工会や中小企業・小規模事業者の事業所において、三重県中小企業共済協同組合の職員が災害リスク対策としての損害保険・共済商品の説明会を実施する。
連携体制図等
<pre> graph TD A[三重県中小企業共済協同組合] <--> 連携 B[玉城町商工会] B -- "協力・支援" --> C[地域小規模事業者] A -- "協力・支援" --> C </pre>